郡山市手話言語条例について

条例を体系化すると次のようになります。

目的（第１条）

手話を言語として位置づけ、手話への理解及び普及を図ることで、※手話を必要とする人にとって、暮らしやすい環境づくりを推進します。

基本理念（第２条）

手話を必要とする人は、手話で意思疎通する権利を有しており、その権利を尊重することを基本とします。

※　手話を必要とする人とは･･･

生まれつき耳が聞こえず、手話を目で見る視覚言語として習得している人のほか、音声言語を習得した後に、事故や病気などで聴力を失った中途失聴・難聴者の人にも手話を必要とする方がたくさんいます。

市の責務（第３条）

市は、手話を使用しやすい環境を整備するため、必要な施策を推進

市民の役割（第４条）

市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力する努力義務

市の施策（第６～８条）

手話を学ぶ機会の確保

手話を用いた情報発信

手話通訳者等の確保及び養成等

学校・医療機関における手話の普及（第９～10 条）

事業者への支援（第 11 条）

手話に係る環境整備に対し支援

郡山市独自の規定

災害時の対応（第 12 条）

災害時に情報の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずる

情報通信技術の活用（第 13 条）

情報通信の技術を活用する努力義務

その他の意思疎通支援の推進（第 15 条）

手話のほか要約筆記の活用等、意思疎通支援に必要な措置を講ずる

全ての市民が共に生きる地域社会の実現